

○副議長（外崎浩子君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。
質疑、質問を継続いたします。十二番枡和也君。

〔十二番 枡 和也君登壇〕

○十二番（枡 和也君） 十二番みやぎ県民の声の枡和也です。議長のお許しが出ましたので、通告に従い、一般質問をいたします。

まず、質問に入る前に、これまで新型コロナウイルス感染症において、長期間、医療現場や介護現場の最前線で御尽力いただいている関係者の皆様、また、感染リスクの高い職場で仕事をされているエッセンシャルワーカーの皆さんにも衷心より敬意を表し感謝を申し上げます。

それでは、質問に入ります。

今回の質問は、大綱二点です。

まず、大綱一点目、脱原発を目指し、そして今後のエネルギー政策についてです。

昨年八月に女川原子力発電所に関する住民説明会が七会場で開催されました。私は、牡鹿中学校体育館、東松島市コミュニティセンターで開催された二地域の説明会に参加させていただきました。地元の方々など参加された県民からは、専門的な質問、運転年数に関する質問、エネルギーミックスの原発の割合など様々な質問が出されましたが、何とんでも各地域での避難経路などを含めた避難計画、約十九万九千人が三十一市町村へ避難の実効性が大丈夫なのかという声が多く上がっていました。先月の五月二十八日には、石巻市民が避難計画に実効性がないと女川原発再稼働差止め訴訟を起こしている状況です。

また、私は先月に二度、福島第一原発の周辺自治体の現状を視察してきました。

一度目は、南相馬市から浪江町、双葉町、大熊町、富岡町、楢葉町、川内村、飯館村、川俣町を回り、途中で帰還困難区域の看板、そしてバリケード、幹線道路から少し離れると農地は柳の木などが生い茂り、もちろん荒れ放題です。双葉駅に立ち寄ると駅舎は近代的ですばらしい建築物ですが、駅前商店も民家ももぬけの殻。駅前で町の関係の方から「線量計の貸出しをしています。」と声をかけられ、まだ線量が高いことを実感しました。駅の隣の駐輪場には結構な数の自転車。よく見ると、さびてぼろぼろで十年前からそのまま放置されているのです。見ていて何とも言えない気持ちになりました。

た。東日本大震災・原子力災害伝承館を視察。「あの日からの経験　みらいの教訓」。発災からこれまでの対応、課題を時系列で展示されていて、原子力災害の怖さを再認識させられました。

二度目の訪問は、飯館村と富岡町を訪問。飯館村では、飯館電力株式会社の千葉副社長から、まずは飯館村の放射能汚染状況をお聞きしました。除染状況では、フレコンバッグ約二百八十万袋が村のあちこちに積み上げられ、村全体の約八〇%を占める森林は現在も未除染とのこと。帰村政策として多額な費用を投じて小中一貫校を建設し対策を講じているが、今年度の在校生五十九名のうち村内居住者は二十名で帰村が停滞しているとのことでした。村民全体では、事故前の村の人口は約六千人で、二〇二〇年六月時点での帰村者約一千二百五十名のうち二十歳未満の若者は約一%という状況です。

また、小規模分散型の太陽光発電の事業の取組で新規事業や雇用創出と地域還元の復興の話を聞きました。多くの放射性物質が降り注いだ原子力災害の悲惨な現実と、それでも何とかコミュニティーを復活させるために尽力しておられる状況を学びました。

そして、富岡町では、NPO法人富岡町三・一一を語る会に御案内していただきながら発災当時からのお話を伺いました。福島県は、地震、津波に加え原子力発電所の爆発事故という、あつてはならない、あるはずのないことが起きてしまった。人の人生を根こそぎ覆し、郷土を奪い、家族をばらばらにし、営々と築いてきたコミュニティーも崩壊した。富岡地区と夜ノ森地区の境にバリケードが建ち並び帰還困難区域となっていて、バリケード越しに目をやると、そこを境に十年前の光景がそのまま残っており、商業施設、そして住宅、放置された車両などが朽ち果て廃墟と化しゴーストタウンになっている現実を見せられました。町の八五%が避難指示を解除されたといっても当時約一万六千人いた人口が令和三年時、約一万二千八百八十人、そのうち町内居住者は約千七百人で以前からの住民は約半数の八百人、七割が高齢者であります。あとの半数は原発関係で移住してきた人であるとお聞きしました。

原発事故を受け、二〇一二年以降、世界各国が次々に明確な脱原発を宣言する中、唯一の多重被爆国である日本が安全基準の確立や処理水や使用済み核燃料の処分など未解決の課題がある中、まだ原子力発電に頼ろうとしています。福島の事故後十年経過した現状を視察し、今でもなお人と人が暮らしていく上で不可欠であるコミュニティーも

同時に崩壊された状況を目の当たりにし、女川原発を取り巻く課題を見てもこのようなことを二度と起こしてはならない思いを強くしました。

以前に報道があったように、県民の五九％——地元紙世論調査による、が女川原発再稼働の地元同意を支持していないという事実そのものが県民の目線なのだと思います。脱原発を目指し、そして今後のエネルギー政策について、以下、伺います。

福島第一原子力発電所の周辺の市町村の現状と女川原子力発電所についてです。

福島県は、事故後に立地地域であった双葉町及びその周辺地域が避難指示を受け、ピーク時点で約十六万人の人が避難生活を余儀なくされることになり、今もなお約三万五千人の県民が避難生活を余儀なくされています。福島県視察で学んだことは、原子力災害、放射能汚染は長期間人間の生活を壊し、そして阻害するものだということです。

二〇二二年三月時点での原発の稼働状況ですが、定期検査を含んで原子力発電所九基が稼働していて電源構成全体の六％に当たると発表されています。資源エネルギー庁が発表している二〇二二年三月、CO₂削減目標が二六％の時点でのエネルギーミックスにおける原発の割合は、二〇三〇年目標で二〇％から二二％となっています。それは、おおよそ二十五から二十六基の原子力発電所を二〇三〇年に稼働させ、更に二〇五〇年度に原発の割合を二〇％に維持するためには、運転年数の上限期間より稼働不可能な発電所が出てくるので更に二十基の新設が必要と言われています。

現時点で実効性が問われている避難計画をはじめ安全性が全ての関係において解決されているとは到底考えられないこの時点では、原発再稼働に反対と言わざるを得ないのが県民の多くの方が思っていることです。

女川原子力発電所ははじめ原子力発電で避けて通れないのが廃棄物の問題です。原発から出る放射性廃棄物の最終処分場は、原発導入から五十年以上経った今でもまだ決まっていない状況です。

また、更に、福島県では汚染された土壌や瓦礫が敷地周辺に中間貯蔵されたままになっについて福島県外に運ぶ約束になっていますが、これも最終処分場はまだ決まっていないのが現状です。

原発に対して政府が世界最高水準と自賛する新基準などどんなに厳しい基準を策定し、その厳しい基準にのっとり多額の費用をかけて工事をしたとしても稼働させるこ

とにリスクが残り、避難計画を含めて全ての面でリスクが完全にゼロにならないのであれば原子力発電所を稼働させてはならないと思います。結局、何か想定外のことがあった場合は、今でも悲痛な現状である福島県の惨状を繰り返すことになりかねません。そのようなことが今後絶対あつてはならないことなのです。繰り返しになりますが、十年が過ぎても今なおバリケードが設置され十年前のまま残されている廃墟と化した富岡町を視察し、脱原発に更に強い決意を持ちました。地元同意に指示せずの声が県民の五九%もありながら県として女川原発二号機再稼働が同意されている状況ですが、本当に正しい判断であつたのか、今、改めて知事の見解を伺います。

次に、福島第一原発からの処理水放出についてです。放出された場合は、黒潮の北上に伴って県の海域に到達し、風評被害も含め宮城県は屈指の水産県であり、被害が懸念されている沿岸三県の中でより大きな打撃を受けると考えられています。

更に、諸外国から処理水放出について反対の表明が上がっています。宮城県議会においても二回にわたり処理水の放出における反対の意見書が採択されているのは周知のとおりです。

四月十四日に私もみやぎ県民の声会派で宮城県漁業協同組合様を訪問し、寺沢組合長をはじめ理事そして職員の方々と意見交換をさせていただいた折も、最初に出た言葉が、「まず、ここで海洋放出されると震災後のこれまでの十年間が水の泡になる。」「国内消費が頭打ちしているので、輸出に力を入れていかなければならない大切な時期の海洋放出は影響が非常に大きい。」「処理水の海洋放出も完了させるのに三十から四十年続くと言われている。次の世代に残してはならない。」「など悲鳴とも取れる海洋放出反対の強い声が出ております。

また、知事が四月十三日に国に、四月二十日に東京電力に提出した緊急要望書・要請書を見ると、海洋放出を容認とも取られかねない表現となっている部分があると思います。御自身の賛否は、「賛成や反対という紋切り型の答えで対応を決めるものではない。」「と発言されておりますが、漁業者、そして県民の民意を考えれば、まず、海洋放出に反対を宣言し対応すべきだと思うが、今後、処理水問題にどのように対応するのか、知事の見解を伺います。

次に、原子力発電所の計画です。

二〇二〇年十一月時点では、今後、二〇三〇年へ向けて原発二〇％から二二％の割合にする予定を政府は発表しています。二〇一九年度の総発電量の原子力の割合は六％で、今後、割合を上げていく予定です。一般社団法人日本経済団体連合会会長は、目標実現に向けては再生可能エネルギーの大量導入とともに、「原子力発電所の着実な再稼働、建て替え・増設を実現しなければならぬ。」と主張していることや、自党内でも原発の早期再稼働や新增設を求める緊急決議をまとめたとの報道がされていますが、以前、脱原発派と発言された被災自治体の知事としてどう思ったのか、所見を伺います。また、今後、その不足分を補うということであり得ないこととは思いますが、確認のため宮城県内でのこれ以上の原子力発電所の計画はないという認識でよいのか、知事の見解を伺います。

次に、二〇五〇年ゼロカーボンを目指し、今後、更なる実行的な取組が求められるエネルギー政策に関することです。

今年四月、菅総理大臣は、アメリカ訪問の際に二〇三〇年度に温室効果ガスを四六％削減する目標を発表しました。ようやく世界の主要国に対して引けを取らない目標を打ち出すことができたと感じていますが、前年度まで二六％だった目標に対してほぼ倍近い目標なので、国と同時に地方自治体も改定された目標に足並みをそろえるために計画を立て直すことは必要な状況だと思われれます。

二〇一八年に宮城県公式ホームページにて宮城県地球温暖化対策実行計画を公表していますが、数値などが公表した二〇一八年度時点ですでにかなり古い情報のままになってはいないでしょうか。昨今の激変している社会状況の情報が盛り込まれていないことは否めません。宮城県の温室効果ガス排出量の数値は、ホームページでは二〇一七年度で情報が止まっています。エネルギー政策における情報は、社会情勢によって激変している昨今ですので迅速な対応をしていただき、きちんとその情報をなるべく早く県民に向けて開示することが求められています。

東京都では、二〇二〇年発表の資料に二〇一八年の速報値を、岩手県では事務事業に係るCO₂排出量の二〇一九年度速報値を開示しております。宮城県では、なぜ早急な対応ができないのでしょうか。

また、県民の立場に立ってホームページを見ると、削減目標に対して現時点での年次ごとの計画でその目標を達成できるかどうかとても不安に思っています。二〇一三年度比では五・二％減で停滞していて、現時点で公表されている二〇三〇年に三一％削減目標に対して相当達成困難な状況にあるのではないのでしょうか。

東京都は、公式ホームページにて一般市民にも分かりやすいグラフとともに資料を作成しています。宮城県地球温暖化対策実行計画にて現時点でCO₂の削減状況をグラフなどで分かりやすく見える化し、県民にどのような経過になっているのか、ホームページで開示すべきだと思いますが、いかがでしょうか。

また、長野県は、再エネの生産量を倍増させ二〇三〇年度までに温室効果ガス排出量を六〇％削減する目標を立てたとの報道があるように、県として国の示した二〇三〇年CO₂削減四六％に向けてのロードマップの検討を早急にするべきだと思いますが、知事の見解を伺います。

次に、宮城県は環境省が提言する二〇五〇年二酸化炭素排出ゼロ、ゼロカーボンシティを表明し登録していますが、県内市町村の登録は二〇二二年六月十四日現在、五自治体——気仙沼市、富谷市、美里町、仙台市、岩沼市のみとなっています。全県一丸となつて取り組むべき環境政策ですので、各市町村への目標や行動計画をどのように働きかけていくのか、また、その普及活動における具体的な年次計画はあるのか、知事の見解をお伺いいたします。

次に、日本におけるエネルギーミックスについてです。

昨年十月時点で政府が公表した二〇三〇年度CO₂削減目標二六％において、二〇三〇年度の全体電力における再エネ率二二％から二四％が目標でありましたが、二〇三〇年度CO₂削減四六％への見直しによつて、再エネ率目標を四〇％まで高めなければならぬと公益社団法人経済同友会によつて発表されています。

また、日本気候リーダーズ・パートナーシップ、持続可能な脱炭素社会の実現に積極的な行動を取る企業グループによると、五〇％は必要であると発表しています。世界的な動向を見てもその数値の信憑性は明らかであると思います。

更に、火力発電に至っては、二〇一九年の時点で全体の七六％と多くの割合で頼っている状況です。昨年度の時点で二〇三〇年度の火力発電全体目標は五六％、そのうち

石炭火力が二六%と政府より公表されていますが、世界的な動向では特に石炭火力発電は完全撤廃の動きとなっています。国連事務総長も石炭火力発電を二〇四〇年までに全廃することを発表しており、ようやく経済産業省からも大幅な縮小へ向けて検討が始まったと報道されました。日本政府が発表した目標に対しての実効性とアクションプランが遅れているとの指摘もされているようです。

二〇一八年、県ホームページで発表されている再生可能エネルギー・省エネルギー計画概要で、宮城県では二〇三〇年でエネルギー消費量に対しての再エネ率目標が一四・一%となっていますので、社会情勢に合わせた目標の見直しが早急に必要でありますし、二〇三〇年まで残り九年となった現在のエネルギーミックスにおける目標の具体的提示をしなければなりません。それはいつを予定しているのでしょうか。

また、その具体的な目標をクリアするための年次アクションプランの提示はいつになるのでしょうか。

岩手県の温暖化防止いわて県民会議の二〇三〇年の全体電源における再エネ率は六五%目標、福島県では二〇四〇年頃までに県内エネルギー需要の一〇〇%以上に相当する分を再生可能エネルギーから生み出すことを目指すとの報道もありました。

また、岩手県ホームページにて年次計画とともにその割合を年次ごとパーセントで提示して発表されており、非常に県民にとって分かりやすく表示されています。ぜひ、参考にしてほしいと思います。

また、宮城県の再生可能エネルギーの自給率は全国四十七都道府県で二十七位と千葉大学倉坂研究室とNPOの調査によつて発表されています。更に自給率を高めるべきだと思いますが、知事の見解を伺います。

次に、県内の火力発電所の今後の状況についてです。
多くのCO₂を排出する火力発電所についての宮城県の今後の計画、県内全三か所、そのうち石炭火力一か所はどのようなようになっていくのか分からない状況です。世界的に完全撤廃の動きが次々に発表されていますので、特に石炭火力発電については、将来、撤廃をするべきだと思いますが、知事の所見を伺います。

日本政府も石炭火力発電の在り方を大きく見直す方針を固めました。ベルギーでは既に二〇一六年に脱石炭火力を達成しています。

また、日本全体のCO₂排出量は、環境省発表によりますと、二〇一九年度で十一億六百万トン、火力発電に伴うCO₂排出量は四億四千万トンと全体の約四割に達します。県内三か所の火力発電所のCO₂削減に向けた今後の計画を自治体として把握する必要があると思いますが、いかがでしょうか、知事の見解を伺います。

最後に、宮城県における今後の環境及びエネルギー政策についてです。

今後の十年間でエネルギー政策における地方自治体の役割はとても重要になるはずです。環境省が提供しているREPOS、再生可能エネルギー情報提供システムでも再エネポテンシャルが高いほうである県として表示されていますので、その先駆的役割を果たさなければいけないのではないのでしょうか。

更に、数値的目標を明確にした実行計画が重要になり、条例などの法的整備が喫緊の課題と求められています。

英国は、二〇一二年に発電の四割を石炭に依存していましたが、二〇二〇年ではほとんどなくなっていて二〇二四年までに石炭火力は全廃の計画で、かつ、政策転換で洋上風力発電を拡大したことでエネルギー源を確保し目標を実現しています。ドイツでは、二〇二二年に脱原発、二〇三八年に脱石炭を実現することを目標にしているようです。宮城県でも先駆的な例を参考に理想的目標を目指すべきだと考えています。

環境省からも提示されている脱炭素化の観点から見た地域循環共生圏では、レジリエンスの向上と地域経済への貢献が自治体に求められています。

また、昨今、国の条文に明記された改正地球温暖化対策推進法では、自治体が再生可能エネルギー促進区域を設定し事業を誘導することが盛り込まれました。

まずは、近々の目標として二〇三〇年へ向けて再エネ稼働割合を増やさなければならぬのは喫緊の課題です。政府としても風力の発電能力を原子力発電所四十五基分に上る大幅な増加を目指すことが報道されました。風力と小水力と地熱の再エネ政策の取組は、現在、どのように進行してるのか、伺います。

特に風力は、ほかの地域に引けを取らないポテンシャルがあると環境省からも発表されています。法的整備を含めて民間企業とも連携して早急にその設置計画を進める必要があると思います。再エネポテンシャルを加味した場合の最エネ率の目標数値も一緒に提示するべきだと考えています。地元の同意が難しい場合もあるかと思しますので、

それぞれの地域の声や景観などの御要望に配慮しながらも、再生可能エネルギーを優先的に設置できるエリアを詳細に設定したゾーニング計画を全県にて自治体が主体となつて早急に整備し、県民の理解を得ながらそれぞれの地区のポテンシャルに合った再エネの設置が可能な政策を県主導で遂行していく必要に迫られていると思いますが、知事の所見を伺います。

次に、太陽光発電パネルの設置動向はどのようにお考えでしょうか。

環境大臣である小泉氏から建物の屋根に太陽光発電パネルの設置義務化の発言が報道されています。政府でもその検証が有識者の方々によって始まりました。

宮城県でも早急に検討を始めるべきだと考えています。今後はポテンシャルを見定めた計画的な導入がますます問われることと思いますが、知事の見解を伺います。

次に、大綱二点目、さきの遠藤議員、中山議員ともかぶるところがありますが、水道三事業のみやぎ型管理運営方式について伺います。

知事から今議会に全国初となる上下水道と工業用水の運営権を一括して民間に売却する、みやぎ型管理運営方式関連議案が提案されました。今回提出されている議案は、これまで運営権者と企業局、PFI委員会が検討してきたあらゆる内容を県民の代表である県議会が審議し可否を決定するということになります。

しかし、県民説明会において民間に任せるのが不安の声、新OM会社やコスト削減方法、水質検査体制などの様々な質問、意見が出て関連自治体での説明会の実施を求める意見もあり、今回の運営方式が複雑で県民に事業内容について理解されたとはいえない状況です。

みやぎ型管理運営方式は、二十年間約三千億円にも及ぶ事業であり水道事業は県民の生活に関わる重要な事業であることから、県民及び受水自治体の理解が必須であると思います、以下、伺います。

これまで県は、平成二十六年、企業局で水道事業の新経営計画などを策定する中で、厳しい経営環境に対する危機感を共有したことを発端に内部で検討を開始し、上水・工水・下水一体型管理運営検討懇話会はじめ上下水一体官民連携運営検討会などを重ね数年かけて議論してきたことや、今回の議案が今後の手続における最後の議会審議になるのであればなおのこと、もう少し時間をかけて丁寧に全体事業計画や価格の設定など

を県民、そして受水自治体に説明すべきと思う。以前にも新聞報道で取り上げられたように、受水自治体の首長の中にも「なぜこんなに急ぐのか分からない。」との声もあるように拙速の感が否めないが、知事の所見を伺います。

次に、PFI検討委員会の審査講評でも高く評価された地域貢献の項目の中で、新地域水事業会社——維持管理をする新OM会社、SPCと同じ出資者を設立し、将来にわたって宮城の水を守る体制を構築するとあります。長い期間、地域の人材を雇用し育成するということは理解いたしますが、二十年を超えてSPCが解散しても存続するというのであれば、全てにおいて熟知している新OM会社が契約期間を終えて新たな事業者が参入するとき、キャスティングボードを握るようになる懸念はないのか。

また、企業独自の管理システムや制御盤、水処理器などの導入で契約期間終了後、ほかの事業者の参入が難しくなり費用の上昇が懸念されると思うがどうか、知事の所見を伺います。

次に、運営権者の削減額が二十年間で二百八十七億円、利益が九十二億円とされていますが、この金額を捻出させるために人件費の過度な抑制はないのか。

また、説明会の資料の中で、「設備の修繕と更新は運営権者が担うが、それはこれまでも大手メーカーがやってきた。」とありますが、その下請を担ってきたのは地元中小企業であると思います。今後の地元企業への優先発注の履行確認と下請業者に無理な金額での発注防止策はどうなるのか、知事の所見を伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

御清聴ありがとうございます。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

〔知事 村井嘉浩君登壇〕

○知事（村井嘉浩君） 柘和也議員の一般質問にお答えいたします。

大綱二点ございました。

大綱一点目、脱原発を目指し、そして今後のエネルギー政策についての御質問にお答えいたします。

初めに、女川原発再稼働への地元同意は正しい判断であったと言えるのかとのお尋ねにお答えいたします。

原子力発電に係るリスクを可能な限り低減していくため、国においては、東京電力福島第一原子力発電所事故の教訓を踏まえて制定した新規制基準や原子力災害対策指針などを絶えず見直すことにより、規制の強化や災害対策の拡充を図っているところであります。

女川原子力発電所二号機の再稼働については、国のエネルギー政策、地球温暖化対策等も考慮しながら、安全性の確保を大前提に、昨年、県議会や市町村長の御意見等をお聞きし国に対し理解を表明したものであります。

県といたしましては、今後ともこうした考え方により安全協定に基づく立入調査や指導を徹底するほか、避難計画の実効性向上など原子力防災対策の継続的な充実強化に努めてまいりたいと思えます。

次に、東京電力福島第一原子力発電所における多核種除去設備等処理水に関する今後の対応についての御質問にお答えいたします。

処理水を海洋放出とした国の基本方針は、国民の理解が得られているとは言いきれない中、公表されたものと考えており、県では、海洋放出以外の処分方法の検討を求めた上で、国民・国際社会への理解醸成や新たな風評を生じさせないための取組などについて国に対し緊急に要望したところであります。

更に、継続的に国や東京電力に対し申し入れていく必要があることから、水産業をはじめとした関係団体の皆様などの御意見や御要望を集約するため、処理水の取扱いに関する宮城県連携会議を設置いたしました。

今月七日に開催した第二回会議では、構成団体から処理水の海洋放出に反対の意向や具体的な風評対策の提示を求める要望など、政府ワーキンググループのメンバーに対して直接申入れをしたところであります。

今後とも国の動きを注視しながら連携会議を開催し、継続的に国や東京電力へ要望してまいります。

次に、経済団体等から原発再稼働などを求める声があることについての御質問にお答えいたします。

国の第五次エネルギー基本計画では、安全性、安定供給、経済効率性及び環境適合を基本的な視点として、エネルギーの需給に関する取組を推進することとされておま

す。現時点でこれらを満たす単独のエネルギー源はなく、安全性の確保を大前提に安定供給が可能で運転時に温室効果ガスが排出されない原子力発電は重要なベースロード電源と位置づけられており、経済団体等から再稼働や増設などを求める声があることも承知しております。その上で将来的には国が計画で示しているとおり、徹底した省エネルギーや再生可能エネルギーの最大限の導入などにより、原子力発電への依存度を可能な限り低減していく必要があると考えております。

次に、原子力発電所計画の認識についての御質問にお答えいたします。

原子力発電の今後の計画については、エネルギー基本計画で示されております原子力発電への依存度を可能な限り低減するという方針を踏まえ、エネルギー政策上の中長期的な観点から国において判断されるべきものと考えております。

次に、石炭火力発電の撤廃についての御質問にお答えいたします。

国際的枠組みであるパリ協定の発効を受け全世界を挙げて地球温暖化対策の取組がなされており、我が国でも二〇五〇年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロにする目標を掲げ、官民がそれぞれの立場から取組を進めているところであります。

石炭火力発電は、我が国のエネルギー政策上、安定性・経済性に優れた電源として位置づけられておりますが、他の発電方法と比べ二酸化炭素排出量が多いことから温室効果ガス排出削減の観点では好ましいものではないと受け止めております。

石炭火力発電を含めた今後の火力発電の在り方につきましては、国際社会の動向などを踏まえたエネルギー基本計画の見直しにおいて国が決定すべきものであると考えております。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

〔公営企業管理者 櫻井雅之君登壇〕

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 大綱二点目、水道三事業のみやぎ型管理運営方式についての御質問のうち、県民及び受水市町村に対して時間をかけ説明を行うべきではないかとお尋ねにお答えいたします。

みやぎ型管理運営方式の導入に当たっては、県民と受水市町村の理解が重要であることから、県民に対しましてはシンポジウムや事業説明会等の開催に加えホームページ

を活用した広報など幅広い周知を図るとともに、今年の四月から六月にかけて優先交渉権者の提案内容を含む説明会を県内四会場で六回にわたり開催するなど理解の醸成に努めてまいりました。

また、受水市町村に対しましても、これまで市町村長を直接訪問して説明を行うとともに担当課長会議等により情報共有を図ってきたところであり、優先交渉権者選定後には水質管理や緊急時の対応手順等に関する具体的な考え方を説明し、基本的な理解を得たところです。

今定例会にみやぎ型管理運営方式の事業の実施に向け関連する議案を提出しておりますが、県といたしましては、引き続き県民と受水市町村への正しい情報発信と丁寧な説明を継続してまいります。

次に、事業期間を超えて存続する新地域水事業会社の影響等についての御質問にお答えいたします。

優先交渉権者の提案では、浄水場等の運転管理と保守点検を担う新たな地域水事業会社、いわゆるOM会社を県内に設立する計画となっており、県としては安定的な事業運営と雇用創出への効果を大いに期待しております。

事業期間終了後における次期の運営管理方法については、現時点では決定しておりませんが、現在、国内には多くの水処理会社があり今後とも互いに競争しながら実績を積み上げていくと思われることから、OM会社の存続や独自設備の導入が競争を妨げるような優位性を発現させるものではなく、費用の上昇を招くことはないと考えております。

次に、人件費の削減と地元企業への優先発注及び下請業者への対応についての御質問にお答えいたします。

優先交渉権者の提案における人件費の削減は、統合型の運転監視機器の導入や事業区域を大きく二つのエリアに分割し、上・工・下水道施設を一体的に保守管理することにより、人員配置を最適化するなど事業の効率化によって実現しようとするものであります。

また、地元企業の活用については、地域人材の優先雇用や工事・物品及び業務委託等について地元企業を優先して活用する計画になっており、県としてはSPCの調達案

件に関して必要に応じて契約状況を確認することとしております。

また、下請契約については、建設業法等において不当に低い金額での契約は禁じられており、仮にSPCが法令に違反したときには、県は実施契約書に基づき是正を求めることができる規定としております。

私からは、以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 環境生活部長鈴木秀人君。

〔環境生活部長 鈴木秀人君登壇〕

○環境生活部長（鈴木秀人君） 大綱一点目、脱原発を目指し、そして今後のエネルギー政策についての御質問のうち、温室効果ガス排出量の公表方法と国の新たな削減目標に対応する工程表についてのお尋ねにお答えいたします。

県では、国のマニュアルに則して約六十種類の統計に基づき温室効果ガスの排出量を算定し、現在、二〇一八年度の速報値を公表しております。

排出量の算定方法は、国が示すマニュアルの中から都道府県が選択することになっているため公表時期も様々となっております。

県といたしましては、今後、他県の例を参考にするとともに国へ算定に関する技術的支援を働きかけながら、より分かりやすく迅速な公表に向けて検討してまいります。

また、新たな削減目標に対応するため、国では、この秋開催の気候変動枠組条約第二十六回締約国会議、いわゆるCOP26までに地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の見直しを行うこととしております。

県といたしましては、これらの動向を見極めながら、二〇五〇年二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向けて工程表となる宮城県地球温暖化対策実行計画などの見直しに早急に着手してまいります。

次に、二〇五〇年二酸化炭素排出実質ゼロに向けた働きかけや普及についての御質問にお答えいたします。

地球温暖化の課題に対応していくためには、人々のライフスタイル、教育、経済活動などのあらゆる分野において、市町村をはじめ関係機関が一丸となって環境配慮行動を実践していくことが重要であると認識しております。

このため、これまでも地球温暖化防止活動推進による普及啓発や環境配慮行動にポ

イントを付与するスマホアプリの開発・運用など、幅広い分野に対応する様々な取組を展開し市町村における地球温暖化対策を支援してまいりました。

県といたしましては、二〇五〇年二酸化炭素排出実質ゼロの実現に向け、みやぎ環境税の活用などを通じて、より一層、市町村に対し取組の拡大を働きかけるとともに県民、事業者に対する普及啓発の充実に取り組んでまいります。

次に、再生可能エネルギー導入目標の見直しについての御質問にお答えいたします。二酸化炭素削減に大きく寄与することとなる我が県の再生可能エネルギー導入目標については、宮城県地球温暖化対策実行計画の実施計画である再生可能エネルギー・省エネルギー計画において定めております。

一方、国においては、この秋開催のCOP26までに地球温暖化対策計画やエネルギー基本計画の見直しを行うこととしております。

このため県では、国の動向を注視しながら情報収集に努めているところであり、今後、その全体像が明らかになり次第、再生可能エネルギー導入量の目標引上げなど計画の見直しに着手してまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギー需給率の向上についての御質問にお答えいたします。

県では、再生可能エネルギー・省エネルギー計画の中で再生可能エネルギーの導入量や省エネルギーによるエネルギー消費量の削減量を目標値として設定し、その達成に向けて様々な取組を推進しているところであります。

これらの取組の成果がエネルギー消費量に占める再生可能エネルギーの割合であるエネルギー自給率の向上につながるものと考えており、本計画では二〇一三年の五・五％から二〇三〇年までに一四・一％に向上させることとしております。

これまでも事業者向けの再生可能エネルギー導入支援やスマートエネルギー住宅の促進による省エネ化などを推進してまいりましたが、脱炭素化に向けた国の動きに対応し、より一層、取組を強化する必要があると認識しております。

県といたしましては、地域に根差した再生可能エネルギーの導入や家庭、事業所におけるエネルギー消費量の削減に積極的に取り組むことにより、更なるエネルギー受自給率の向上を図ってまいります。

次に、県内火力発電所の二酸化炭素排出量の削減計画についての御質問にお答えい

たします。

東北電力グループでは、今年三月にカーボンニュートラルチャレンジ二〇五〇を公表し、その中でバイオマスの混焼率向上などによる火力発電の脱炭素化を進めることとしております。

また、仙台パワーステーションにおいても、バイオマスとの混焼などによる二酸化炭素の排出削減に向けた取組を幅広く検討していると伺っております。

県といたしましては、温室効果ガスの着実な排出削減に向け、引き続き県内の火力発電所の取組を注視してまいります。

次に、風力や小水力、地熱の活用に向けた取組状況についての御質問にお答えいたします。

風力発電については、導入の可能性を有するエリアを示したゾーニングマップを県が策定し公表するとともに、発電事業者が実施する風況観測調査への支援などを行い適地への計画的かつ効果的な導入促進に取り組んでまいりました。

小水力発電については、農業水利施設を活用した小水力発電の導入可能性調査や施設的设计、整備などを行い、農用水路等での小水力発電の導入を促進しております。

また、地熱発電については、地域の関係団体や市町村等で構成する地域協議会に県も参加し地熱発電導入への理解促進に取り組むほか、温泉熱を活用したバイナリー発電の設備導入等の支援を行っております。

県といたしましては、今後の再生可能エネルギー・省エネルギー計画の見直しを契機に、地域資源を最大限活用した再生可能エネルギーの更なる導入促進に努めてまいります。

次に、地域に配慮した再生可能エネルギーの導入促進についての御質問にお答えいたします。

再生可能エネルギー事業が地域に根差し持続的・安定的に営まれていくためには、地域と共生した取組となることが重要であると認識しております。

今月公布された改正地球温暖化対策推進法では、地域の再生可能エネルギーを活用した脱炭素化を促進するための促進区域を市町村が設けることが可能になるなど、地域における円滑な合意形成を図りながら脱炭素化の取組を推進する制度が創設されたこと

ろです。

促進区域に係る手続などの詳細については、今後、国から示される予定であり、県といたしましては、促進区域などを活用した事業を主体的に実施できるよう市町村に対し必要な助言や情報提供などを行い、連携を図りながら地域と共生した再生可能エネルギーの導入を推進してまいります。

次に、太陽光発電の計画的な導入についての御質問にお答えいたします。

県内の建築物への太陽光発電の導入については、固定価格買取制度の創設や再生可能エネルギーに対する関心の高まりを受けて年々増加しておりますが、脱炭素化に向けて、今後、更に導入拡大を推進していくことが重要であると認識しております。

県では、これまで住宅や事業所への太陽光発電設備の導入支援をはじめ、初期費用ゼロでの事業者向け太陽光発電設備の導入支援など太陽光発電の導入促進を図ってきたところであります。

国においては、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現に向けて省エネ性能に優れたネットゼロエネルギーハウス、いわゆるZEHの普及拡大に向けた取組などが検討されているところであります。

また、太陽光発電の導入をより一層推進するため、設備の軽量化や発電効率の向上、低コスト化などに向けた技術的検討が進められております。

県といたしましても、こうした国の動向を踏まえながら県内の再生可能エネルギー自給率の向上を目指して、引き続き建築物への太陽光発電の導入拡大に積極的に取り組んでまいります。

以上でございます。

○副議長（外崎浩子君） 十二番柘和也君。

○十二番（柘 和也君） 原発の増設の話で、今回、私は脱原発とか石炭火力将来撤廃など現時点での電力の安定供給を考えればちよつと無責任な発言もあると思いますが、ただ、今後、そういった将来を見据えて原発をなくしていく、火力発電所をなくしていくというような方向へ向けて準備をしなければならぬと思っておりますが、その辺、知事の所見をお聞かせください。前に脱原発だということをおっしゃった知事なので、ぜひ、その辺をお聞かせください。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） なるべく原発依存度を低くするためには、再生可能エネルギーを普及させていく。そして二酸化炭素の排出抑制のために石炭火力であったり、あるいは火力発電の基準を下げっていくという実は非常に難しいことなのですが、技術革新が目覚ましいものがありますので私は可能ではないかと思っております。

○副議長（外崎浩子君） 十二番枡和也君。

○十二番（枡 和也君） もう一つ、今、宮城県も登録しているのですが、ゼロカーボンシティを表明している自治体を調べたところ、四月二十六日時点で全国で三百八十自治体ありました。先ほども言ったように、六月十四日時点では四百八自治体となっていて二か月弱で約二十七自治体が増えているというような状況であります。宮城県でも四月二十六日時点では岩沼市は入っていませんでしたが、今回増えて東北六県では岩沼市を含め六件がこの期間で増えています。やはり宮城県でも、例えば、全県挙げてこのゼロカーボンへ向けての意識の高揚のために、早くこういったゼロカーボンシティに多くの県内の市町村が登録して意識の高揚を図っていきながら進めていくことが重要だと思っておりますが、そのお声掛けをやはり知事のほうからしていただいて、そういったことを推進していければいいと思っておりますが、その辺をお聞かせください。

○副議長（外崎浩子君） 知事村井嘉浩君。

○知事（村井嘉浩君） 今、部長から答弁いたしました。二〇五〇年二酸化炭素排出実質ゼロという高い目標を掲げました。みやぎ環境税などを活用いたしまして、より一層、市町村にしっかりと働きかけをしてまいりたいと思っております。これは県や市町村だけではなくて、やはり事業者の皆様、そして県民の皆様の協力も必要でございますので、そういったものに対する普及啓発、こういったことに力を注いでまいりたいと考えております。

○副議長（外崎浩子君） 十二番枡和也君。

○十二番（枡 和也君） 水道事業ですが、先ほど私もちょっと説明不足ではあるのではないかと思われました。さきの四か所六回の事業説明の中で動画視聴回数が二千六百二十一回とのことでしたが、会場に来た人から様々な質問が会場で出され執行部が回答していたということですが、動画を視聴していた方々の質問の受付とか、そうい

った質問に対する回答というのはどういったことで行ったのか、お聞かせください。

○副議長（外崎浩子君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 説明会は六回ありましたが、これについては今も視聴可能な状況となっておりまして、また、これに限らず県民からいろいろ質問が来てございます。これらについては、一つ一つ、我々としても丁寧に答えている状況でございます。

○副議長（外崎浩子君） 十二番 榎和也君。

○十二番（榎 和也君） 水道事業でもう一つですが、例えば、最初の受水自治体に対する水道の料金の提示は、大体いつごろになるのか、そのスケジュールも併せて教えていただきたいということと、例えば、そのときの料金の設定は議会承認の対象になるのか、ならないのか、その辺もお聞かせください。

○副議長（外崎浩子君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） このみやぎ型管理運営方式の制度を導入する以前からもこの水道料金については議会の議決を得ながら、そして、受水市町村と協議をしながら進めてきたということでございます。これらの枠組みについては一切変わらずにそういった手続を進めていきたいと思っております。

議案が通ればでございますが、来年の四月からみやぎ型管理運営方式の運転管理がスタートしていくという状況でございます。関連の料金の協議については、五年に一遍、受水市町村とは定期的に行っておりますが、受水市町村との約束では、それにかかわらずにもう協議を開始していこうということ、いつまでにどのくらいの決着が得られるかというのは市町村との協議の状況になりますが、いずれ協議を開始していくことで受水市町村とは話し合いをしているところでございます。

○副議長（外崎浩子君） 十二番 榎和也君。

○十二番（榎 和也君） やはり首長さん方は水道の料金を一番気にしているようなので、なるべく早く提示をして協議を進めていかなければならないと思っておりますが、その辺、もう一回、大体いつごろになるのか、お聞かせください。

○副議長（外崎浩子君） 公営企業管理者櫻井雅之君。

○公営企業管理者（櫻井雅之君） 実質的には、ある意味、どのような形で整理するか

ということについては、具体的な数字はまだお示しできておりませんが話をしている状況でございます。

我々の目的は、料金の低減効果を狙うとともに私ども企業局の形態の健全化ということもございます。その削減額を全て料金に転嫁するのか、あるいは、その割合をどうするのか、こういったことも含めて市町村と議論を深めながら決めていくことを考えてございますので、お話は始めさせていただいておりますが決着はいつまでかということにつきましては、これはもう少しお時間をいただきながら市町村と連携をしながら決めてまいりたいと思っております。

○副議長（外崎浩子君） 十二番 枡和也君。

○十二番（枡和也君） 終わります。